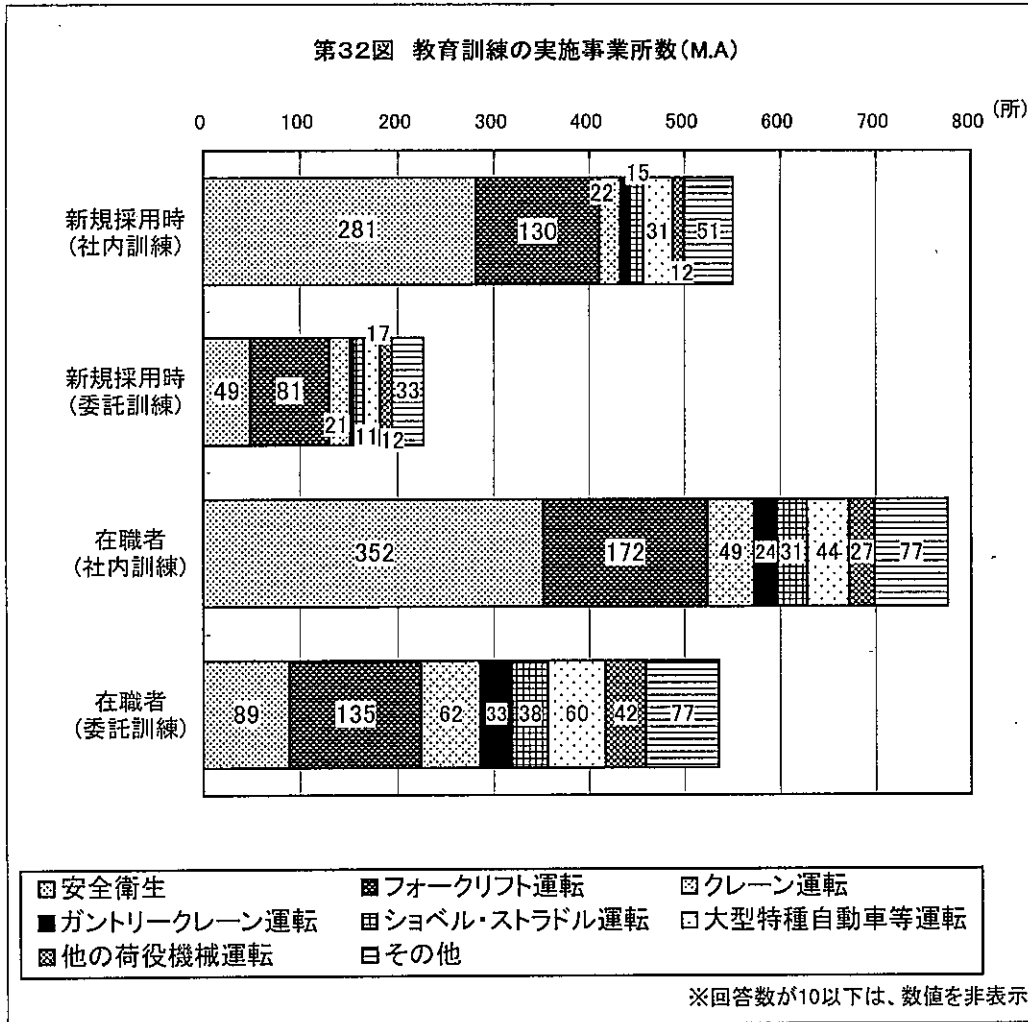


## (2) 教育訓練の実施方法

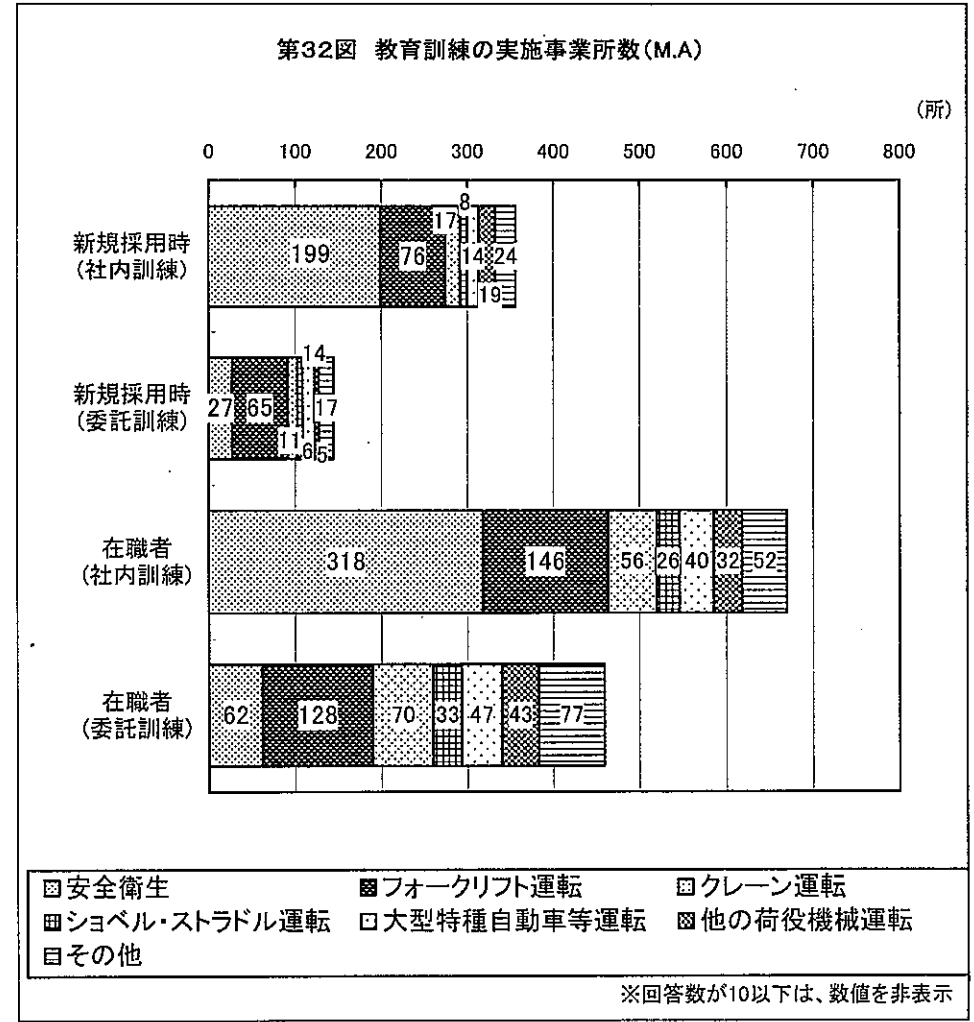
「新規採用時の社内訓練」を実施した事業所が357事業所(平成15年)から551事業所(平成20年)に、「新規採用時の委託訓練」を実施した事業所が145事業所(平成15年)から227事業所(平成20年)にいずれも増加している。新規採用時の訓練を実施した事業所全体では、平成15年と比べ55%増加している。

これらにより、港湾運送事業を営む各事業所において、新規採用者向け・在職者向け教育訓練がいずれも社内・委託訓練として積極的に実施されており、特に新規採用者向けの社内・委託訓練に重点が置かれている傾向と考えられる。

(平成20年)



(平成15年)

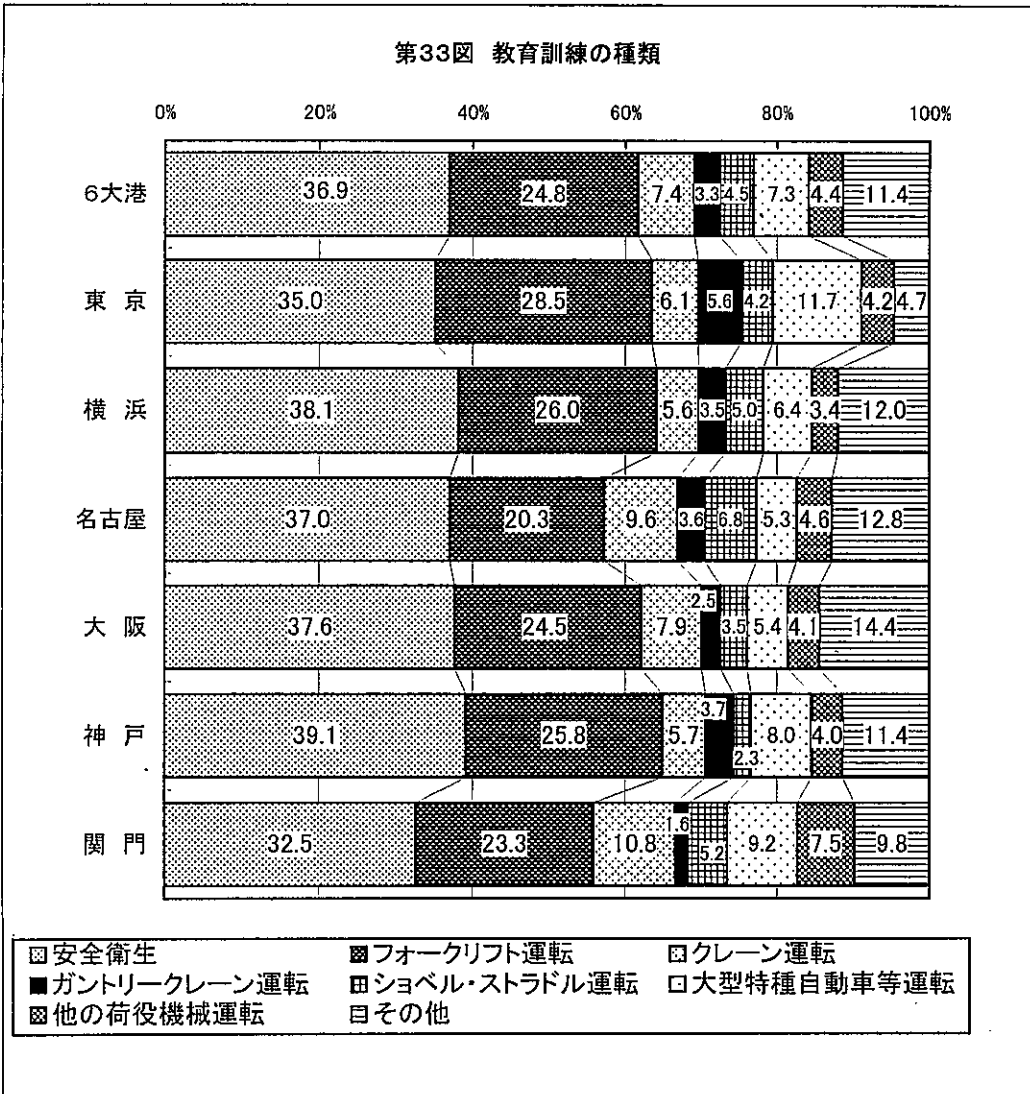


### (3)教育訓練の種類

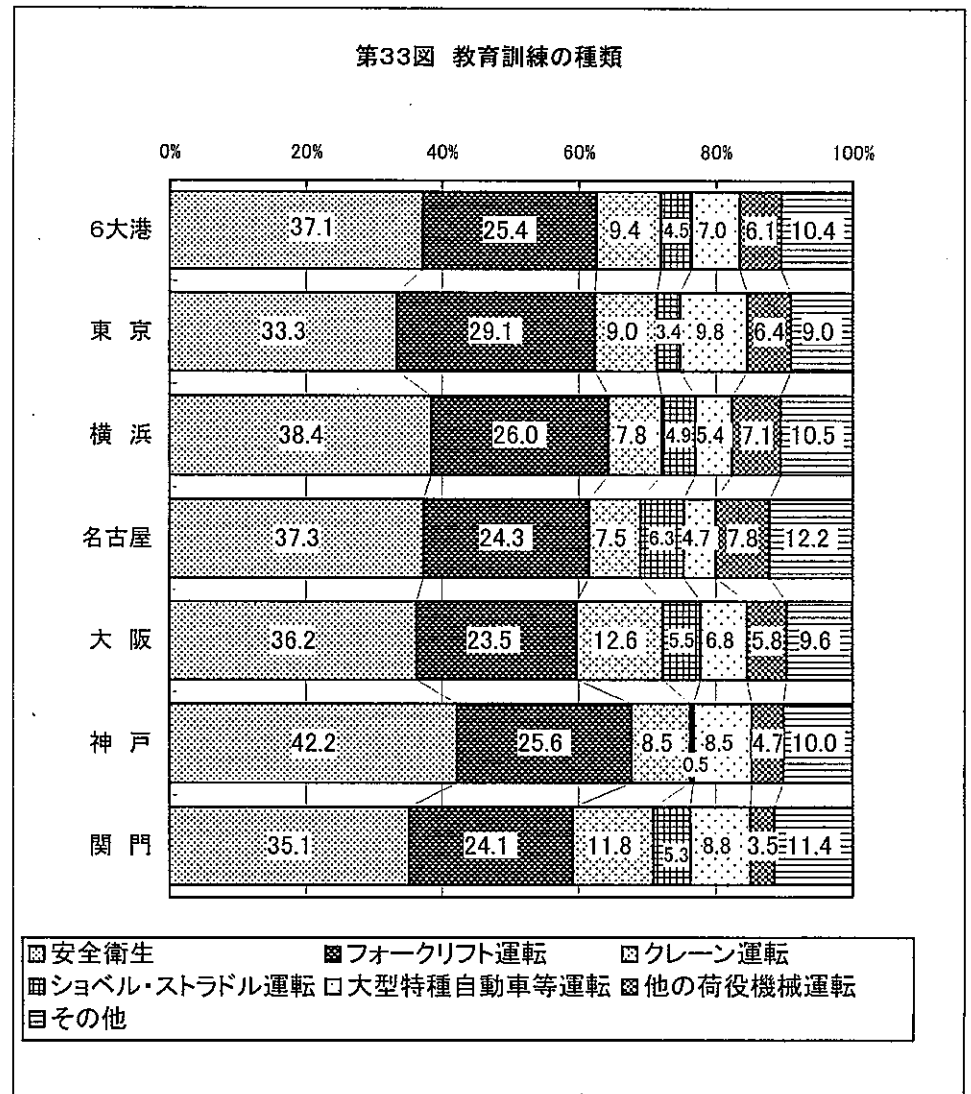
6大港全体、各港湾別いずれでも、平成20年、平成15年ともに「安全衛生」が最も高い割合を占めており、次いでフォークリフトとなっている。

これらにより、港湾運送事業を営む各事業所において、「安全衛生」分野における教育訓練が重点的に実施されている傾向と考えられる。

(平成20年)



(平成15年)

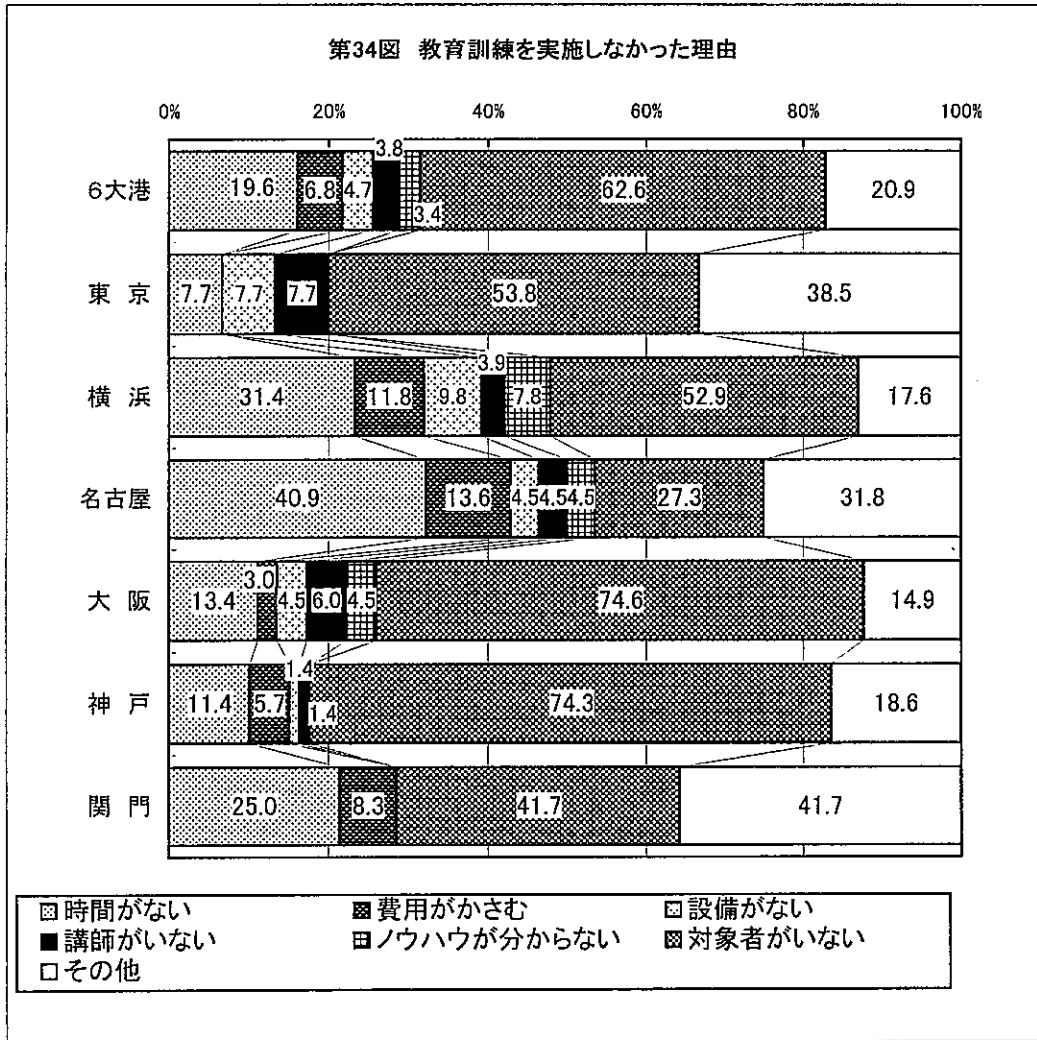


#### (4)実施しなかった理由

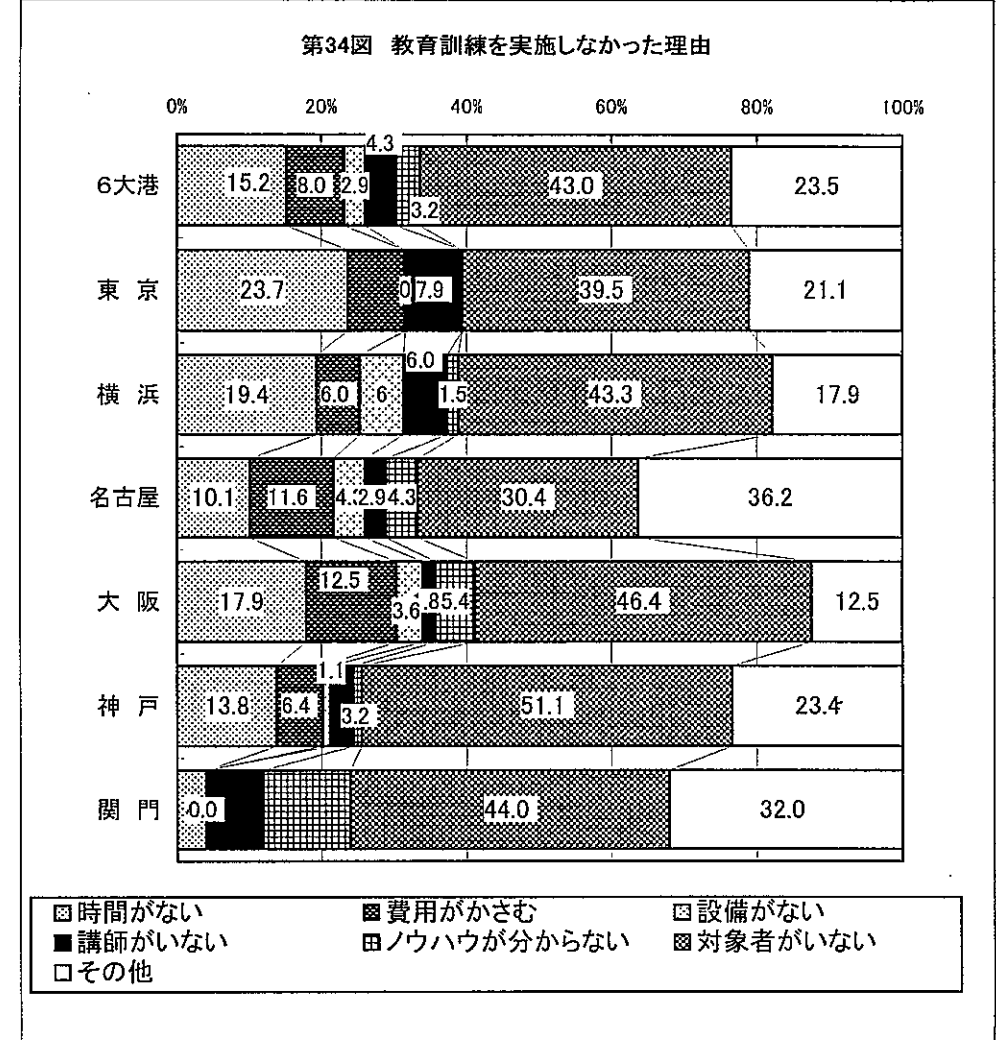
6大港全体では、平成20年、平成15年いずれにおいても「対象者がいない」が最も多く、次いで「時間がない」となっている。港湾別では、平成20年において、名古屋で「時間がない」が最も多く、次いで「対象者がいない」となっている。

これらにより、港湾運送事業を営む各事業所において、「対象者がいる」場合であれば、教育訓練を実施する「時間を確保する」ことが重要課題である傾向と考えられる。

(平成20年)



(平成15年)



秘

平成20年港湾運送事業雇用実態調査票

厚生労働省

総務省承認 No.27318  
承認期限 平成20年9月30日まで

この調査票は、統計以外の目的に使用されることはありませんので、事実をありのまま記入してください。

※都道府県番号 ※安定所番号 ※事業所番号

- [回答上の注意]
1 当調査票の記入は、調査員が貴事業所の担当者に面接して、原則として聴き取りによって記入しますが、事業によっては貴事業所の担当者に直接記入していただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。
2 特に断りのない限り、平成20年6月30日現在の状況について記入してください。
3 回答欄への記入は次の方法によってください。
(1) 特に断りのない限り該当する主な番号1つを○で囲んでください。
(2) 回答欄が空欄のところは該当事項又は数字を記入してください。
(3) 数字の記入欄は0である場合は空欄にしないで0を記入してください。
(4) ※印のついている欄には記入しないでください。
4 調査票は、月 日までに記入をお願いします。
5 この調査票についてのご質問がありましたら、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

事業所担当者連絡先
所属部署
課
電話番号
氏名
※調査員確認欄

I 事業所の属性に関する事項

1 事業所の名称
2 事業所の所在地
3 事業の種類
4 港湾労働者派遣事業の許可取得の有無

II 港湾運送事業量に関する事項

問1 平成20年6月中における貨物の取扱量についてお答えください。

港湾運送事業
革新荷役 在来荷役 合計
トン トン トン

(注) 「革新荷役」とは、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役、サイロ荷役をいい、「在来荷役」とは「革新荷役」以外の荷役をいいます。
なお、コンテナ荷役、自動車専用船荷役、RO/RO船荷役に関しては、国土交通省報告で使われている換算方法で計算してください。

III 常用労働者の労働条件に関する事項

問2 年齢階級別の労働者数についてお答えください。

職種 年齢 合計 35歳未満 35歳~44歳 45歳~54歳 55歳~59歳 60歳~64歳 65歳~69歳 70歳以上
現業部門
事務・管理部門

(注) 「常用労働者」とは、期間を定めずに雇用している労働者又は2ヶ月を超える期間を定めて雇用している労働者をいいます。

以下、問3~問9については、現業部門の常用労働者についてのみお答えください。

問3 定年制の有無等及び定年年齢についてお答えください。

定年制あり 1 一律である 1 定年年齢 歳
定年制なし 2 一律でない 2

問4 退職金制度についてお答えください。

退職金制度あり 1 定年退職の場合の標準的な退職金額
退職金制度なし 2 中学卒 万円 大学卒 万円
高校卒 万円 その他 万円

問5 勤続年数階級別の労働者数についてお答えください。

1年未満 1~4年 5~9年 10~14年 15~19年 20~24年 25年以上 合計
人 人 人 人 人 人 人 人

問6 賃金形態別の労働者数についてお答えください。

月給 日給 月給 日給 出来高給 その他
人 人 人 人 人 人

(注) 「日給月給」とは賃金が月単位で決められているが、欠勤した場合はその日数分を日割り計算して差し引くものをいいます。

1 賃金形態が月給又は日給月給の場合、不労日(港湾運送の作業が無いなど使用者の責に帰すべき事由により休業せざるを得ない日)の賃金は基本給の何割程度を支払いますか。次の区分別に該当する人数についてお答えください。

60~69% 70~79% 80~89% 90~99% 100%
人 人 人 人 人

問7 職種別の労働者数をお答えください。1人の者が複数の職種(作業)に従事する場合は、主として従事する職種(作業)に計上してください。

① 船内荷役作業員 ② 沿岸荷役作業員 ③ 関連荷役作業員 ④ はしけ・いかだ作業員 ⑤ フォーク運搬者 ⑥ クレーン運搬者(⑦ガントリークレーンを除く) ⑦ ガントリークレーン運搬者 ⑧ ショベル・ストラドル運搬者 ⑨ 大型特殊自動車等 ⑩ その他 合計
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人

(注) 職種については、次の表により区分してください。

① 船内荷役作業員 船内において、荷の積み卸し作業に従事する者(ただし、③及び⑤~⑩に該当する者は除く)
② 沿岸荷役作業員 埠頭から倉庫までの間における荷の積み卸し作業に従事する者(ただし書き、前記①に同じ)
③ 関連荷役作業員 船内又はコンテナ内において、固定、区画、荷造、荷直、清掃の作業に従事する者
④ はしけ・いかだ作業員 はしけ又はいかだに乗り組み、はしけの荷の積み卸し、積み荷の保全、航行、いかだの構成、解体、航行の作業に従事する者
⑤ フォーク運搬者 大型、小型を問わず、フォークリフトを運転する者
⑥ クレーン運搬者(⑦ガントリークレーンを除く) 大型、小型を問わず、移動式その他のクレーン(ガントリークレーン運搬者を除く)を運転する者
⑦ ガントリークレーン運搬者 ガントリークレーンを運転する者
⑧ ショベル・ストラドル運搬者 ショベルローダー及びストラドルキヤリアを運転する者
⑨ 大型特殊自動車等運搬者 大型特殊自動車、大型自動車及び牽引自動車を運転する者
⑩ その他 ①~⑧のいずれにも該当しない者

問8 休日及び労働時間についてお答えください。

年間休日総数	週所定労働時間	平成20年6月における月間実労働時間(1人平均)	うち、所定外労働時間(1人平均)
日	時間	時間	時間

(注)「年間休日総数」とは、年間の「週休日」及び「週休日以外の休日」をいい、臨時休業日は含みません。「平成20年6月における月間実労働時間」及び「うち、所定外労働時間」は「1人平均」の時間を計上してください。

週休2日制の導入あり					週休2日制の導入なし
完全	月3回隔週	月2回	月1回	1	2
1	2	3	4	5	6

問9 交代制勤務の導入状況についてお答えください。

交代制勤務あり			交代制勤務なし
2交代制	3交代制	その他	1
1	2	3	4

(注)交代制勤務とは、昼間から夜間・早朝に作業が及ぶ場合等に、作業時間を分割し労働者を交代して勤務させることをいい、1日の作業時間について労働者を交代させる回数に応じて2交代制、3交代制等に区分されます。

IV 港湾派遣労働者及び日雇労働者の利用に関する事項

問10 平成20年6月中における港湾派遣労働者の派遣を受けた状況についてお答えください。また、派遣を受けた場合には、その理由についてお答え下さい。

(注)港湾派遣労働者とは、港湾労働法の規定に基づく港湾労働者派遣事業により派遣される労働者をいいます。

派遣を受けた				派遣を受けなかった
コストが安い	流動性に対処するため	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため	左記以外の理由のため	1
1	2	3	4	5

問11 平成20年6月中における日雇労働者の使用状況についてお答えください。また、日雇労働者を使用した場合には、その理由についてお答え下さい。

(注)港湾派遣労働者は含まれません。

日雇労働者を使用した				日雇労働者を使用しなかった
コストが安い	流動性に対処するため	自社の常用労働者の就く業務以外の業務に従事させるため	左記以外の理由のため	1
1	2	3	4	5

V 荷役の流動性に関する事項

問12 平成20年6月の各日における港湾運送事業への就労人員数について、常用労働者(港湾派遣労働者として派遣先で就業した常用労働者は含まず、通常は港湾運送事業以外の業務に従事している常用労働者で、臨時に港湾運送の業務に従事した労働者は含みます。)、派遣を受けた港湾派遣労働者、日雇労働者別にお答えください。なお、港湾運送事業以外の業務に就労した場合は除いてください。

日	曜日	常労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
1	日	人	人	人
2	月	人	人	人
3	火	人	人	人
4	水	人	人	人
5	木	人	人	人
6	金	人	人	人
7	土	人	人	人
8	日	人	人	人
9	月	人	人	人
10	火	人	人	人
11	水	人	人	人
12	木	人	人	人
13	金	人	人	人
14	土	人	人	人
15	日	人	人	人

日	曜日	常労働者	港湾派遣労働者	日雇労働者
16	月	人	人	人
17	火	人	人	人
18	水	人	人	人
19	木	人	人	人
20	金	人	人	人
21	土	人	人	人
22	日	人	人	人
23	月	人	人	人
24	火	人	人	人
25	水	人	人	人
26	木	人	人	人
27	金	人	人	人
28	土	人	人	人
29	日	人	人	人
30	月	人	人	人

問13 平成20年6月中における荷役作業の状況についてお答えください。

荷役作業日数を数	雇用する常用労働者で適正であった日	日
	雇用する常用労働者で過剰であった日	日
	雇用する常用労働者で不足であった日	日
荷役作業を行わなかった日		日
合計		30日

→ 1 過剰であった日の状況をお答えください。

過剰であった日の過剰人員の合計	人
港湾派遣労働者として派遣先で就労した人員の合計	人
港湾運送事業以外の事業に従事した人員の合計	人
不就労であった人員の合計	人
最も過剰であった日の過剰人員	人

(注)「港湾運送以外の事業に従事した人員の合計」は、用具の修理等港湾運送以外の業務に従事した日数を計上してください。「不就労であった人員の合計」は、所定労働日数であるにもかかわらず、就労できなかった日数を計上してください。

→ 2 不足であった日の状況をお答えください。

不足であった日の不足人員の合計	人
最も不足であった日の不足人員	人

→ 3 不足であった日の対応方法についてお答えください。(主なもの2つ以内)

仕事の期日を延ばしてもらった	1	港湾派遣労働者の派遣を受けた	5
処理できない分を元請に返還した	2	日雇労働者を雇い入れた	6
港湾運送部門以外の労働者が就労した	3	その他	7
自社の他事業所の労働者が就労した	4		

問 14 最近の日曜・夜間荷役等の状況についてお答えください。

平日における早朝荷役、日曜・祝日における夜間・早朝荷役が大幅に増加している	平日における早朝荷役、日曜・祝日における夜間・早朝荷役がある程度増加している	特に変化なし	平日における早朝荷役、日曜・祝日における夜間・早朝荷役が減少している	不明
1	2	3	4	5

(注) 早朝荷役とは午前4時から午前8時の間に行う荷役をいい、夜間荷役とは午後4時30分から翌午前4時の間に行う荷役をいいます。

VI 教育訓練の実施に関する事項

問 15 過去1年間(平成19年7月1日～平成20年6月30日)における現業部門の常用労働者の教育訓練の実施状況についてお答えください。

実施した	1
実施しなかった	2

1 実施した訓練についてお答えください。  
(該当するものすべてを○で囲んでください。)

訓練の種類		①安全衛生	②フォークリフト運	③クレーン運 (④ガントリーリターンを除く)	④ガントリー運	⑤ショベル・ストラドル運	⑥大型特種自動車運	⑦他の荷役機械運	⑧その他
新規採用者の訓練	社内訓練	1	1	1	1	1	1	1	1
	委託訓練	2	2	2	2	2	2	2	2
在職者の訓練	社内訓練	3	3	3	3	3	3	3	3
	委託訓練	4	4	4	4	4	4	4	4

(注) 「ショベル・ストラドル運」とは、ショベルローダー及びストラドルキャリア運のことです。  
「大型特種自動車等運」とは、大型特種自動車、大型自動車及び牽引自動車のことです。

2 実施しなかった理由についてお答えください。(主なものを2つ以内)

時間がない	1	ノウハウが分からない	5
費用がかさむ	2	対象者がいない	6
設備がない	3	その他	7
講師がいない	4		

～御協力ありがとうございました～